

国土交通省直轄事業の建設生産システムにおける発注者責任に関する懇談会
設計・施工プロセス専門部会（第2回）
議事要旨

1. 日 時：平成 18 年 12 月 12 日（火）10:00～12:00
2. 場 所：虎ノ門パストラル 本館 8 階「けやき」の間
3. 出席者：福田昌史部会長、厚谷襄児委員、河野広隆委員、木戸健介委員、國島正彦委員、常田賢一委員、前川秀和委員、松戸敏雄委員、濱田俊一委員、渡邊三男委員
欠席者：野田徹委員、松本直也委員

4. 議事概要

[施工プロセスを通じた検査について]

- 段階検査の導入は、従来の監督・検査制度のグレーゾーンを明確にする主旨と理解している。
- 品質保証（QA）は品質管理（QC）と受取検査（AT）が車の両輪である。品質管理は請負者が担うものであることから、基本的に発注者側の受取検査と請負者側の品質管理は責任分担を明確にしながら、議論するべきである。
- 例えば、コンクリート打設した場合、いつの時点で受取検査できるか問題となるが、従来の監督制度のなかでは明確になっていなかった。今回の制度は、これらを明確にするとともに、より厳密に取り扱う方向へ移行するものであり評価できる。
- 「QC（品質管理）」と「AT（受取検査）」の概念及び発注者側の監視官（検査官補）について異論はない。但し、請負者側の品質管理体制（インスペクター）については、更なる議論が必要ではないか。請負者側の品質管理体制については建設業者の意向を聞いては如何か。
- インスペクターは、通常、発注者側で用いられている言葉である。それらを踏まえ、呼称についても検討して頂きたい。
- 今後、公務員の定員削減など職員での対応に限界が生じることが懸念されることから職員を基本にしながら、外部技術者活用等も検討して頂きたい。

[下請企業（専門工事業者）の評価及び技術者表彰について]

- 事務局から提案頂いた制度の方向性で概ねよい。積極的に進めて頂きたい。
- 下請表彰の対象となる企業の範囲（下請負金額等）については、今後、制度を実施していく上で、対象金額等を拡大するなど検討して頂きたい。

以 上